



市政だより

防災対策は万全ですか？

土砂災害にご注意ください

昨年の台風23号による山林の倒木により、長雨、集中豪雨などで土砂災害が発生する危険性があります。特に山沿いの地域は注意が必要です。



大雨・洪水・暴風などの「警報」が発令されると、市役所本庁、各支所に災害警戒本部が設置されます。緊急時の連絡先を確認しておきましょう！

大雨情報を聞いたら早めの準備が必要です

- ①危険を感じたらすぐ避難
- ②ラジオやテレビで情報確認
- ③懐中電灯や携帯ラジオの用意

- ④避難場所、経路の確認
- ⑤3日程度の飲料水、食糧の確保



災害警戒本部(災害対策本部) 23-2130
本庁総務課 32-2042
加茂支所総務振興課 32-7031
阿波支所総務振興課 32-7041
勝北支所総務振興課 32-7021
久米支所総務振興課 32-7011
消防署 31-1119

防災情報ホームページ
<http://www.city.tsuyama.okayama.jp/bousai/>

問い合わせ先 総務課 22-1190

平成17年度の国土調査

とき 7月下旬
調査地区 南方中の一部と坪井下の一部

正確な地図と帳簿を作成

国土調査未実施地区的土地台帳と字限図(切絵図)は、明治時代の初めに作られたもので、現在の面積と大きな誤差が生じています。そ

こで、最新の技術による地籍調査では、正確な地図(地籍図)と帳簿(地籍簿)を作成し

ています。これにより土地の正しい位置、境界、地番、地目、面積、区画がはつきりし、条件が合えば土地の分筆や合筆ができます。

地目は現況に合わせて調査し、登記簿の表

示を正しいものに書き換えます。そして、地籍図は法務局備え付けの地図として保存され

きないときは、代理人による立会をお願いします。久米支所都市建設課備え付けの委任状に記入し、持参してください。

土地所有者が死亡しているときは、代表相続人に立会をお願いします。

土地所有者が死亡してい

る場合は、土地所有者の境界の切り開きができないないと、該当する土地の調査・測量ができません。また、調

査完了後に境界が確定

した場合は、土地所有者で測量・登記をすることがあります。事前に境界の確定をすることをおすすめします。

事前に境界の確定を

立会にご協力を
調査時に土地所有者の
土地所有者が立会で

問い合わせ先 久米支所
都市建設課 32-7015

男女共同
参画週間

6月23日(木)から29日(水)までは男女共同参画週間です。この期間に、同週間の啓発コーナーを設置しますのでお立ち寄りください。ところ:アルネ・津山2階からくり時計正面スペース 啓発センター「さん・さん」 31-2533